

第1 監査対象及び期間

生活安全部	くらし安心課	令和4年1月	4日～1月	6日
福祉健康部	長寿課	令和4年1月	7日～1月	13日
	健康推進課	令和4年1月	14日～1月	19日

第2 監査の範囲

令和3年4月1日～令和3年11月30日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

(1) 予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(3) 支出事務

おおむね適正に処理されていたが、一部に事務処理上の不具合が確認できたため、事務の適正化について指導助言を提出した。

(4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。